

(7) 平成19年1月5日

ハローワークからのお知らせ

高齢者雇用確保措置の実施が

義務づけられました！！

改正高齢法の義務

高齢者の安定した雇用の確保義務

高齢者雇用安定法の改正により、平成18年4月1日から、**65歳未満の定年の定めをしている事業主**は、高齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、次の から のいずれかの措置(高齢者雇用確保措置)を講じなければならないこととなりました。 2

定年の引上げ
継続雇用制度の導入 3
定年の定め廃止

1 この年齢は、男性の年金(定額部分)の支給開始年齢の引上げスケジュールにあわせ、男女同一に、平成25年4月1日までに段階的に引き上げられます。例として、60歳定年企業における、「高齢者雇用

確保措置実施義務化年齢段階的引上げスケジュール」のイメージ図をこのページの下に掲載しました

ので、ご参照ください。

2 措置を講じるにあたり、就業規則の作成、変更等を行った場合は労働基準監督署に届け出てください

3 継続雇用制度の導入が求められますが、各企業の実

情に応じた措置の選択が可能です。各企業が対象となる制度の導入が求められますが、各企業の実情に応じた措置の選択が可能です。

実施義務化年齢段階的引上げのイメージ (60歳定年企業における例)

年度の対	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
法定義務化年齢	62歳	63歳	63歳	63歳	64歳	64歳	64歳	65歳	65歳	65歳
年齢 2006.4.1～ 2007.3.31に 60歳定年を 迎える労働者	定 62歳 義務	63歳 義務	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳
年齢 2007.4.1～ 2008.3.31に 60歳定年を 迎える労働者	59歳	定 63歳 義務	61歳	62歳	64歳 義務	65歳	66歳	67歳	68歳	
年齢 2008.4.1～ 2009.3.31に 60歳定年を 迎える労働者	58歳	59歳	定 63歳 義務	61歳	64歳 義務	63歳	継続雇用 終了	65歳	66歳	67歳
年齢 2009.4.1～ 2010.3.31に 60歳定年を 迎える労働者	57歳	58歳	59歳	定 63歳 義務	64歳 義務	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳
継続雇用の終了にあつては、少なくとも法定義務化年齢に到達する日までの雇用が必要。				期間の定めのない雇			継続雇用制度等の適			

お問合わせ先、日立公共職業安定所(21-6441)までご連絡下さい。